

- 週休2日については、令和6年度より建設業においても改正労働基準法の時間外労働規制が実施されることから、従前より取り組みを実施
- 令和4年度から、現場における更なる週休2日の意識向上を図ることを目的として、発注者協議会参加機関における公共工事を対象とした「まんなかホリデー」を実施

- ◆実施日 : 毎週土曜日
- ◆実施期間 : 令和5年10月～※

※令和4年7月より取組を開始し、一斉休工日を段階的に増やしている(次頁参照)

【実施に関する事項】

○対象工事

原則全ての工事(災害対応・復旧工事等緊急性が高い工事及び工程上やむを得ない工事は除く)

○対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間

○休工

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所されていること(巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除く)

○その他

受注者に対し、別途作成するチラシを現場に掲示するよう依頼

静岡県内は「ふじ丸デー」の取り組みと合わせての実施

三重県内は現状の取り組みを実施

建設業者の皆様へ

“まんなかホリデー”
中部地方の公共工事は土曜日を一斉休工日にしよう

なくてはならない建設業を魅力ある職場に！

毎週土曜日は
一斉休工日です

令和5年10月～
全ての公共工事を週休2日に！

全ての公共工事
中部ブロック発注者協議会

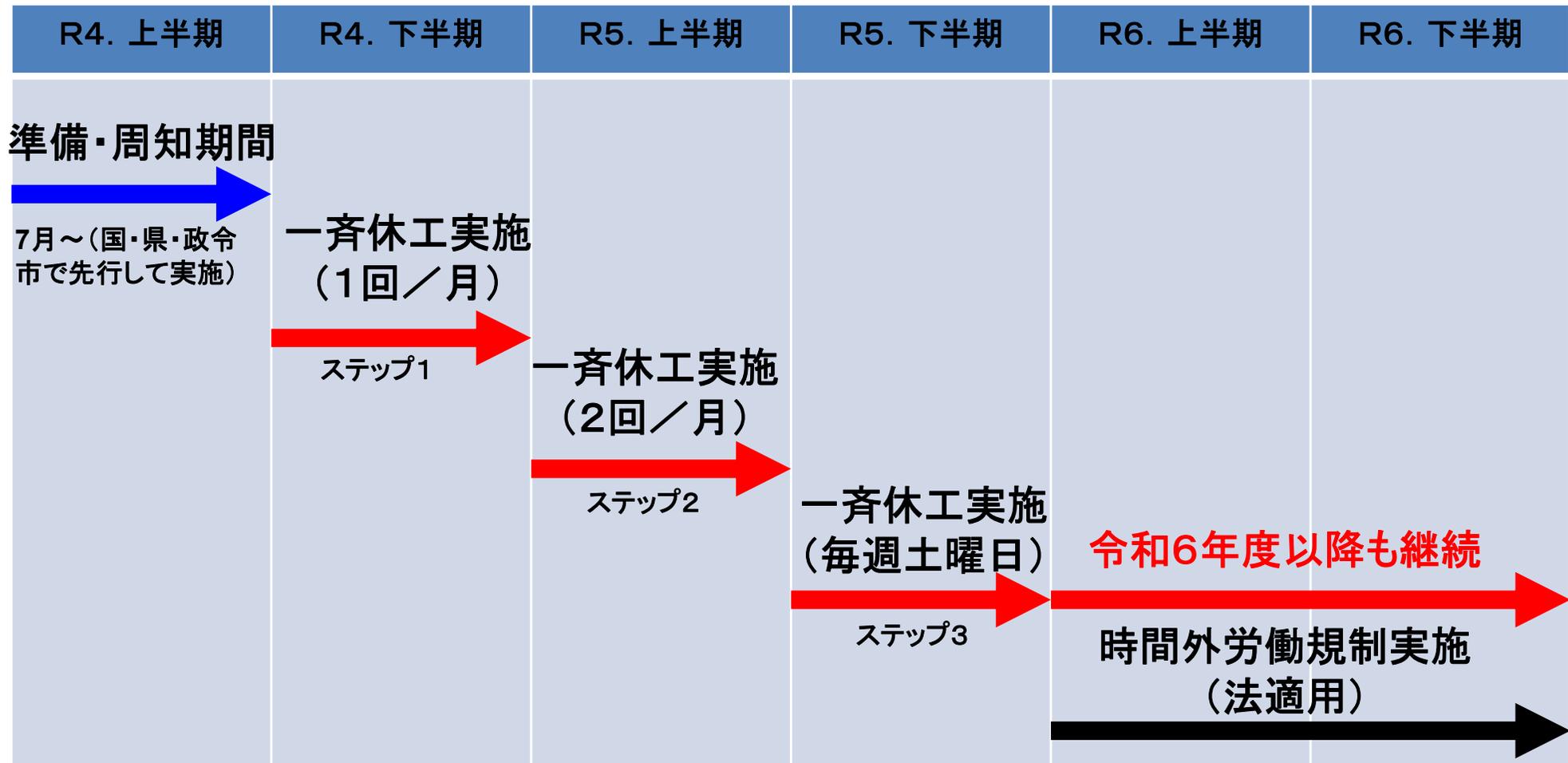
※工事看板をイメージして作成しています

建設業における働き方改革として、休日の取れる職場環境を目指し、取り組みを後押ししていきます。
各工事におきましては、工事工程の調整にご理解、ご協力をお願いいたします。
なお緊急工事、災害復旧工事等は対象外とします。
※静岡県内はふじ丸デーとして令和3年度から取り組みを実施中
※三重県内は月2回土日完全週休2日を実施中

実施機関 中部ブロック発注者協議会、各業団体
国土交通省中部地方整備局・中部運輸局・農林水産省東海農政局
警察庁中部管区警察局・中部管区警察学校・財務省東海財務局・名古屋税関・国税庁名古屋国税局
厚生労働省東海北陸厚生局・岐阜労働局・静岡労働局・愛知労働局・三重労働局
林野庁中部森林管理局・経済産業省中部経済産業局・海上保安庁第四管区海上保安本部
環境省中部地方環境事務所・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・静岡市・浜松市・名古屋市
中日本高速道路株式会社名古屋支社、(株)都市再生機構中部支社
(国)日本原子力研究開発機構東海地科学センター、(株)水資源機構中部支社・静岡県道路公社
愛知県道路公社・名古屋高速道路公社・名古屋港管理組合、四日市港管理組合
日本水道事業団東海総合事務所、岐阜県内市町村、静岡県内市町村、愛知県内市町村、三重県内市町村
(一)岐阜県建設業協会、(一)静岡県建設業協会、(一)愛知県建設業協会、(一)三重県建設業協会
(一)日本道路建設業協会中部支部、(一)日本橋梁建設協会
(一)プレストレスト・コンクリート建設業協会中部支部、(一)愛知県土木研究会

チラシ
<https://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/enquete.htm>

- ◆令和6年4月から、改正労働基準法による時間外労働規制が建設業にも適用されます。
それに向け、一斉休工日を段階的に増やしていきます。



<ポイント>

- ・この取組を成功させるには、ICT施工・BIM/CIMの普及など、建設現場での省人化・効率化の取組をあわせて進める必要があります。